

避難施設等に関する工事

仮使用認定制度及び安全計画届出制度における避難施設等に関する工事とは、下記の部分に支障を及ぼす工事です。

建築基準法施行令第13条

- ① 避難階（直接地上へ通ずる出入口のある階をいう。以下同じ。）以外の階にあっては居室から第120条又は第121条の直通階段に、避難階にあっては階段又は居室から屋外への出口に通ずる出入口及び廊下その他の通路
- ② 第118条の客席から出口の戸、第120条又は第121条の直通階段、同条第3項ただし書の避難上有効なバルコニー、屋外通路その他これらに類するもの、第125条の屋外への出口及び第126条第2項の屋上広場
- ③ 第128条の3第1項の地下街の各構えが接する地下道及び同条第4項の地下道への出入口
- ④ スプリンクラー設備、水噴霧消火設備又は泡消火設備で自動式のもの
- ⑤ 第126条の2第1項の排煙設備
- ⑥ 第126条の4の非常用の照明装置
- ⑦ 第129条の13の3の非常用の昇降機
- ⑧ 第112条（第128条の3第5項において準用する場合を含む。）又は第128条の3第2項若しくは第3項の防火区画

(参考)

①	令第120条		直通階段
	令第121条		2以上の直通階段
②	令第118条		劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場、 (以下「劇場等」という。)
	令第125条	第1項	出口までの歩行距離
		第2項	劇場等の屋外への出口の開放方向
		第3項	床面積の合計が1,500㎡を超える物品販売行業を営む店舗の避難階に設ける屋外への出口の幅
	令第126条	第2項	5階以上の階が百貨店の売場である場合の避難用の屋外広場
⑧	令第112条		面積区画、高層区画、竪穴区画、異種用途区画
	令第128条の3	第2項	地下街の区画
		第3項	